



年度の全国学力・学習状況調査について、先月号に引き続き報告します。今月号では、児童・生徒への質問紙調査の結果を中心に紹介します。

全国学力・ 学習状況調査の 結果概要を 公表します

Part 2

児童生徒質問紙調査の結果概要

I. 「学校や社会生活への関心」

質問項目①、②については、小・中学校ともに良好な結果です。特に、「学校が楽しい」の項目では、中学校も90%を越す高い数値です。地域や社会への関心については小・中学校ともに課題が見られます。地域行事への参加は中学生になるにつれて下がる傾向にあります。

II. 「自分自身の捉え」

数値からは、小学校で、難しいことでも失敗を恐れないで挑戦しようとする姿勢に課題が見られます。たくさんの体験・経験を通して自分の可能性を追求し、将来への高い目標をもって進んでいく美郷の子どもたちであってほしいものです。

III. 「授業に対する思い」

学校では、児童生徒の発表の機会や学び合う場面を保障する授業づくりが展開されています。中学校では、「授業で友達同士で話し合う活動をよく行っていると思う」が県平均を上回り、良好な状況にあるといえます。

IV. 「家庭学習」

中学校では、「自分で計画を立てて勉強している」が非常に高く好ましい傾向です。小学生は「復習」に、中学生は「予習」に力を入れていくことが課題といえます。ただ、中学生の学習時間は、4月調査時には県平均を大きく下回っており、課題といえます。（Vとの関連も要考察）

V. 「家庭での余暇の過ごし方」

テレビ視聴やテレビゲームに費やす時間が、小・中学生ともに県平均を上回っています。また、インターネット（携帯電話、スマートフォン含）に2時間以上費やす生徒が県平均を上回り課題といえます。今一度、その必要性や約束事について各家庭で子どもとの確認が必要と思われる。

VI. 「規範意識や道徳性」

小・中学校ともに、いずれの項目も90%を大きく超す数値となっており、良好といえます。学校や社会の規範を意識し、他者に対して思いやりのある児童生徒であり続けてほしいと思います。

VII. 「家庭での生活・役割」

小学校では「朝食をとる」項目について「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童が前年度100%でしたが、今年度は県平均を下回っています。小学校では就寝時刻に、中学校では起床時刻に課題が見られます。規則正しい生活習慣を確立していくことが望まれます。

質問内容		小学校	県平均との差	中学校	県平均との差
I	① 学校に行くのは楽しいと思う	93.1%	3.4	91.9%	6.5
	② 学級みんなで協力して何かをやり遂げ、うれしかったことがある	93.1%	0.8	95.9%	5.5
	③ 今住んでいる地域の行事に参加している	78.1%	-3.4	39.2%	-11.5
	④ 地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある	63.1%	-9.8	60.8%	-6.7
	⑤ 地域や社会をよくするため何をすべきか考えることがある	43.1%	-13.0	39.2%	-5.5
II	⑥ ものごとを最後までやり遂げてうれしかったことがある	95.7%	-0.7	96.6%	0.3
	⑦ 難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している	75.0%	-9.0	79.1%	2.3
	⑧ 自分にはよいところがある	81.8%	-1.0	75.7%	-0.5
	⑨ 将来の夢や目標をもっている	92.5%	0.8	77.0%	-3.0
III	⑩ 授業で自分の考えを発表する機会を与えられていると思う	90.1%	0.0	90.9%	-1.3
	⑪ 授業で友達同士で話し合う活動をよく行っていると思う	91.2%	-0.9	94.6%	4.6
	⑫ 国語の勉強は好きだ	66.9%	-1.0	75.0%	3.7
	⑬ 算数・数学の勉強は好きだ	71.9%	-2.3	54.1%	-4.5
IV	⑭ (家で)自分で計画を立てて勉強している	74.5%	-6.1	76.3%	13.7
	⑮ (家で)学校の授業を予習している	60.6%	-2.2	29.0%	-14.6
	⑯ (家で)学校の勉強を復習している	85.0%	-5.7	83.1%	-1.3
	⑰ (家で)学校の宿題をしている	96.9%	-1.1	93.9%	0.4
	⑱ (家で)普段1日当たり1時間以上勉強している	75.1%	4.5	68.2%	-9.0
	⑲ 1日に2時間以上TVやビデオ、DVDを見る	61.9%	3.1	48.6%	0.0
V	⑲ 1日に2時間以上TVゲーム(PC、携帯含)をする	30.6%	3.5	31.8%	5.0
	⑲ 普段1日当たり2時間以上インターネット(携帯電話及びスマートフォンを含む)をしている	1.9%	-3.3	28.4%	5.4
	⑲ 学校のきまりをまもっている	93.8%	0.0	98.0%	1.9
VI	⑲ 人の気持ちが分かる人間になりたい	96.9%	0.1	98.7%	1.9
	⑲ いじめはどんな理由があってもいけないことと思う	96.2%	-1.5	93.2%	-2.0
	⑲ 人の役に立つ人間になりたいと思う	96.3%	0.0	99.3%	2.8
	⑲ 毎日朝食を食べる	96.3%	-1.3	97.3%	0.7
VII	⑲ 毎日、同じくらいの時刻に寝ている	76.2%	-7.9	80.4%	-0.2
	⑲ 毎日、同じくらいの時刻に起きる	90.0%	-3.7	90.6%	-4.1
	⑲ 家の手伝いをしている	81.2%	-1.1	78.4%	1.3

12月1日(月)は固定資産税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れがないかご確認ください

■各税の納期限(口座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)	期別	納期限(口座振替日)
固定資産税	4期	12月1日(月)		
国民健康保険税(普通徴収)	5期	12月1日(月)	4期	10月31日(金)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	5期	12月1日(月)	4期	10月31日(金)
町県民税(普通徴収)			3期	10月31日(金)

■町税や各種使用料などの納付には口座振替が利用できます。

- ①町税 ②簡易水道料金 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料 ⑥保育園保育料
- ⑦児童クラブ利用料 ⑧幼稚園授業料 ⑨学校給食費
- ⑩下水道受益者負担金 ⑪後期高齢者医療保険料

口座振替を希望する方は次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
- 秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協
- ゆうちょ銀行

※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。

口座振替がとても便利です

口座振替のメリット

- ・料金のお支払いに出向く手間が省けます。
- ・お支払いのうっかり忘れがなくなります。
- ・お支払いの用紙を紛失してしまう心配がなくなります。
- ・手数料はかかりません。

※失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により税の納付が難しい場合は、お早めに税務課にご相談ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

平成27年度から適用される個人住民税の税制改正について

住民税における住宅ローン控除の延長・拡充

住民税(町県民税)の住宅ローン控除について適用期限が平成29年12月31日まで4年間延長されました。さらに、平成26年4月から平成29年12月までに入居を開始した人で、住宅取得にかかる消費税率が8%または10%の場合は、控除限度額が次のとおり拡充されます。

居住年	控除限度額
平成26年1月～平成26年3月	所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,500円)
平成26年4月～平成29年12月	所得税の課税総所得金額等×7% (最高136,500円)

※所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、上記の控除限度額の範囲内で住民税から控除するものです。

※平成26年4月から平成29年12月までの金額は、消費税率が8%または10%である場合であり、それ以外の場合の控除限度額は所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)です。

上場株式等の譲渡所得等および配当所得に係る10%軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡所得等および配当所得に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置が平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以降は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となりました。

※平成49年までは所得税15%に復興特別所得税0.315%が併せて徴収されます。

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置(NISA)の創設

20歳以上(口座開設の年の1月1日現在)の居住者等を対象として、平成26年から平成35年までの間に、年間100万円を上限として非課税口座で取得した上場株式等の配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から最長5年間非課税となります。

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

問 町税務課 ☎0187(84)4902